旅行業 旅行業者代理業 登録事項変更必要書類一覧表

書類名		個人		法人			主たる	営業所	その他の営業所				旅	所
		事業者氏名	事業者住所	商号	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止	行業務取扱	係る事項の属する代理業
届出書	登録事項変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	変更届出添付書類(1)	0	0	0	0	0	0	0						
	変更届出添付書類(2)								0	0	0	∆ ※1		
	変更届出添付書類(3)													0
戸籍抄本		0												
住民票※2			0											
履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)				0	0	0								
宣誓書					0									
旅行業務取扱管理者 選任一覧表											0		0	
旅行業務取扱管理者の履歴書・ 宣誓書・合格(認定)証(写)・ 定期研修修了証(写)※3											0		0	
代理業契約書(写)														0

登録事項に変更があった場合は、30日以内に届出をすること

- ※1 その他の営業所の廃止により、主たる営業所のみになる場合は不要
- ※2 マイナンバーが記載されたものは不可
- ※3 直近5年以内に試験に合格した者については、定期研修修了証は提出不要

【旅行業者代理業】

- ・代理業者については、上記必要書類のほか、変更事項に係る委託契約書の写しが必要となります。
- ・所属する旅行業者の商号(氏名)、所在地(住所)に変更があった場合も、届出書の提出が必要になります。
- ・所属する旅行業者が変わった場合は、登録事項の変更ではなく、新規に登録申請が必要となります。